

第19回 多可町新型コロナウイルス感染症対策本部 決定事項

と き : R2.6.19 (金)

1. 学校等の対応について

1) 小・中学校

○6/1(月)から学校再開。6/3(水)から給食開始。

○通常登校の再開にともなう部活動の取扱いについて

(多可町教育委員会資料のとおり)

2) 児童館・子育てふれあいセンター

○児童館は、時間の短縮を行っている。(9時～16時)

⇒継続する。

○子育てふれあいセンターは、時間の短縮を行っている。(10時～15時)

⇒継続する。

○町外居住者も利用可能

3) 認定こども園、学童保育、通園バス

○通常保育を行っている。(通園バスも通常運行)

2. 公共施設について

① 屋内外体育施設 (運用開始 : 6月22日(月)から)

○18歳未満の利用については、大人同伴とする。

⇒中学生以下の利用については、大人同伴とする。

○町外のグループとの試合は認めない。

⇒認める。(町立小学校練習試合・合同練習が可能となるため)

○大きな大会等は、禁止する。

⇒3密を回避できることを条件に、許可する。

② ベルディーホール（運用開始：7月1日(水)から）

○ホールは、利用自粛を継続する。

⇒人と人との距離を最低1メートル確保することを条件に、利用を開始する。

ホール 212名（定員 616名）

会議室 116名（定員 300名）

※独自のガイドラインを作成、運用する。

③ 屋内施設会議室（運用開始：6月22日(月)から）

○50名以上の利用は、主催者の責任により換気等を行い開催する。

⇒最低1メートル間隔を空けて利用する。

○1回の利用時間は、原則2時間以内とする。

⇒時間要件を解除する。

○飲食を伴う活動は、引き続き不可であるが、調理は可とする。

⇒飲食を伴う場合は、対面を回避する。

○中プラザ大会議室は、引き続き貸館を中止する。

④ 図書館

○密を避けるため椅子の数を減らし平常の開館を行っている。

⇒継続する。

○当面の間、来館者に対しマスク着用、手指消毒の実施、検温及び来館者名簿の作成を行う。

⇒継続する。

○ 那珂ふれあい館

○平常の開館とし、当面の間来館者に対しマスク着用、手指消毒の実施検温及び来館者名簿の作成を行う。

⇒継続する。

○体験学習については、⇒7月1日(水)から、体験学習を再開する。

○ 高齢者施設、障害者施設

○高齢者施設・障害者施設など、感染防止対策を徹底の上で、通常の運営。

○通所・短期入所サービス利用者は、感染防止対策を徹底の上で、通常の運営。

⑦ 多可町余暇村公園

○ 通常開園を行っている。

3. 特別定額給付金の給付状況について

市町名	給付対象世帯数 (A)	給付予定金額(百万円) (B)	給付済み世帯数		給付済み金額(百万円)	
			(C)	(C)/(A)	(E)	(E)/(B)
兵庫県	2,571,600	554,031	1,269,037	49.3%	295,843	53.4%
多可町	7,712	2,042	7,629	98.9%	2,031	99.5%

兵庫県下でトップ。

○詳細は県内市町別状況（別紙のとおり）

令和2年6月11日

通常登校の再開にともなう部活動の取扱いについて

多可町教育委員会

教育活動の段階的な再開により、生徒たちの基礎体力や技能などが未だ高まっていない状況であることを踏まえ、部活動の取扱いを校長のリーダーシップのもと、以下のとおり段階的に実施願います。なお、今後の感染状況により活動が制限されることもあります。

1 部活動の段階的な取組

区分	期間	活動日数と時間	公式試合	練習試合	合同練習	合宿
I	6月15日(月) ～6月19日(金)	平日3日2時間上限	×	×	×	×
II	6月20日(土) ～7月9日(木)	平日4日2時間程度 休日1日3時間程度	×	北播地区+町隣接市町 ○		×
III	7月10日(金)～		○	東播地区+町隣接市町 ○		×

※ 朝練習は6月22日(月)より実施可。ただし、実施する場合は顧問が健康チェックカードを回収し、確認してから活動を開始する。

※ 郡総合体育大会までの公式試合については、3密を避けるため、参加を自粛する。

2 部活動再開にあたっての留意事項

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

これまでの感染拡大防止対策等に関する通知等を遵守し、引き続き感染拡大防止に努めること。また、各競技団体の活動制約を遵守し、種目の特性に応じた感染防止対策を実施すること。

- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(文部科学省5月21日発表)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について(文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課5月21日時点)
- ・ 部活動の再開時における留意事項について(令和2年5月28日付け教東第1242号)

(2) 今年度の部活動指導

顧問は、今年度は、不測の事態が起こりうることを想定し、例年行っていた計画や練習内容等を見直し、余裕のある練習計画を立てて指導を行うこと。

また、生徒の健康状態や技能レベルを適切に把握し、段階的に専門的な練習内容へと移行していくこと。

(3) 公式試合、練習試合、合同練習等

顧問は、生徒の参加について、生徒の状況や保護者の意見等を踏まえ判断すること。

また、実施する場合は、県内や会場周辺地域の感染状況を注視し、競技特性に応じた感染拡大防止対策に努めること。

さらに、感染状況によっては、少しでも不安や課題があり、対応することが困難な場合には、すみやかに中止すること。

学校長は、校外の活動場所、相手校を確認し、適切に実施できるよう指導する。